

保福介第357号
平成29年4月28日

指定介護予防通所介護サービス事業所 管理者
指定交流型通所サービス事業所 管理者
指定運動型通所サービス事業所 管理者 } 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

さいたま市介護予防通所介護サービス・さいたま市交流型通所サービス・さい
たま市運動型通所サービスの基準について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼
申し上げます。

さて、本市では、平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を実施する
に当たり、第1号通所事業として介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス及び運
動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に関する要綱を告示いたしました。

当該要綱の趣旨及び内容は、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する
基準について (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
の第一及び第二を準用するほか、①人員、②設備及び③運営に関する基準については、別
紙に記載する運動型通所サービスの事項を除き、その取り扱いについては、基本的には、
第三に記載された介護サービスに係る取扱いと同様であるため、第三の該当部分を参照す
ることとなります。その運用について遺漏ないよう御留意願います。

問い合わせ先

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

介護保険係 担当 田島・田辺 TEL: 048-829-1264

事業者係 担当 百澤・笠崎 TEL: 048-829-1265

(共通) FAX: 048-829-1981

(共通) Mail: kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙

運動型通所サービス

人員に関する基準

機能訓練指導員について（さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱第6条第5項第12号）

運動型通所サービスにおける機能訓練指導員として市長が運動型通所サービスを実施するために必要な専門的知識を有すると認めた者とは、別表1のとおりとする。

要件を満たす者を機能訓練指導員として配置する指定運動型通所サービス事業者は、その者の氏名、経歴等について、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定の申請等に関する要綱第3条第1項に規定する変更届出書（様式第4号）を市に提出する。市はこれを受理することにより、その者が別表1の要件を満たすことを認めたものとする。

別表1

	要件等	対象サービス
1	指定運動型通所サービス事業所に従事する介護職員のうち、右記サービス種類の指定事業所にて <u>通算5年以上</u> ^{※1} の実務経験を有し、機能訓練の実施に関する知識を有する者	<ul style="list-style-type: none">・通所介護、介護予防通所介護・介護予防通所介護サービス・運動型通所サービス・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護・介護老人保健施設

※1 通算5年以上の実務経験について

別表1の対象サービスにおいて、週16時間以上の実務経験を通算して5年以上有していること。